



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月7日火曜日 第265号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（5件）.....（経営支援課）...1336
 家畜伝染病予防のための消毒方法の実施.....（畜産課）...1339
 保安林の指定の解除.....（森林整備課）...1339
 土砂災害警戒区域の指定（2件）.....（砂防課）...1339
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）.....（"）...1340
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）.....（"）...1340
 都市計画の変更案の縦覧（2件）.....（都市計画課）...1341
 道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....（南予地方局管理課）...1342
 道路の区域変更（一般国道381号）.....（"）...1342
 道路の供用開始（"）.....（"）...1342
 道路の区域変更（県道美川小田線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1342
 道路の供用開始（"）.....（"）...1342

監査公表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）...1343

告 示

○愛媛県告示第1355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届出日 年月日 |
|------------------|------------------|---------------------------|---|---|---------------|----------------|
| スーパードラッグコスモス篠場町店 | 新居浜市篠場町488番2 外1筆 | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 | 令和2年 4月1日 | 令和3年 11月12日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 令和3年 8月24日 | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1356号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 | 届出の日 |
|-----------------|-----------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------|----------------|
| スーパードラッグコスモス古川店 | 西条市古川字江内甲126番1外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 令和3年 8月24日 | 令和3年 11月12日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 | 届出の日 |
|------------|--------------|-----------------------|---|---|---------------|----------------|
| 今治くすのきガーデン | 今治市旭町三丁目2番4外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 | 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山10717番地1 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 | 令和2年 7月17日 | 令和3年 11月12日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届出日 年月日 |
|-----------------|--------------|---------------------------|---|---|---------------|----------------|
| スーパードラッグコスモス北条店 | 松山市北条辻1130番外 | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 | 令和2年 4月1日 | 令和3年 11月12日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 令和3年 8月24日 | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届出日 年月日 |
|-----------------------------|----------------|-------------------------------|---|---|---------------------|----------------|
| ユニクロ宇和島店・西松屋宇和島店・シューブラザ宇和島店 | 宇和島市祝森甲1672-1外 | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 | 令和2年 4月1日 | 令和3年 11月12日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名 | 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 ほか2者 | 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山10717番地1 ほか2者 | 令和3年 5月20日 ほか | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1360号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域
愛媛県内全域
- 3 実施の対象となる範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょうを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場
- 4 実施すべき者
3の家きんの所有者
- 5 実施の期日
令和3年12月11日から令和4年1月10日まで
- 6 実施の方法
消石灰の農場内散布

○愛媛県告示第1361号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市中島粟井丁529の6、丁529の7、丁530の3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 三粟谷川 205 - 1020 | 新居浜市阿島四丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 宮の谷川 205 - 1025 | 新居浜市荷内町（次の図のとおり） | 土石流 |

| | | |
|------------------------|---------------------|-----|
| 東浜第1川 205 - 1026 | 新居浜市多喜浜五丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 西白浜川 205 - 1030 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 本川 205 - 1031 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 本川 205 - 1031 - 2 | 新居浜市楠崎二丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 衣笠川 205 - 1069 | 新居浜市秋生（次の図のとおり） | 土石流 |
| 磯浦第2川 205 - 1081 | 新居浜市磯浦町（次の図のとおり） | 土石流 |
| 東福辺川 205 - 2005 | 新居浜市荷内町（次の図のとおり） | 土石流 |
| 東浜川 205 - 2012 | 新居浜市多喜浜五丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 関ノ戸川 205 - 2018 | 新居浜市船木（次の図のとおり） | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | |
|-------------------|----------------|---------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 市倉川 206 - 1120 | 西条市市倉（次の図のとおり） | 土石流 |

| | | |
|---------------------------|--------------------------------|-----|
| 西原川 206 - 1139 | 西条市 西原 (次の 図のと あり) | 土石流 |
| 倉谷川 206 - 2045 | 西条市 船形 (次の 図のと あり) | 土石流 |
| 西倉谷 川 206 - 2046 | 西条市 船形 (次の 図のと あり) | 土石流 |
| 中寺上 川 206 - 2055 | 西条市 中寺 (次の 図のと あり) | 土石流 |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|---------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 巨ノ上 205 - 10 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 巨ノ上 205 - 10 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 銀杏ノ 木 205 - 11 2(1) | 新居浜市大生院 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 銀杏ノ 木 205 - 11 2(1) | 新居浜市大生院 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 沢A 205 - 11 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 沢A 205 - 11 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 大浜 206 - 13 5(1) | 西条市大浜 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 大浜 206 - 13 5(1) | 西条市大浜 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 西の川 206 - 13 6(1) | 西条市福武 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 西の川 206 - 13 6(1) | 西条市福武 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 武丈 206 - 13 7(1) | 西条市福武 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 武丈 206 - 13 7(1) | 西条市福武 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 黒代 206 - 14 6(1) | 西条市藤之石 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 黒代 206 - 14 6(1) | 西条市藤之石 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 巨ノ上 205 - 10 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 巨ノ上 205 - 10 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 銀杏ノ 木 205 - 11 2(1) | 新居浜市大生院 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 銀杏ノ 木 205 - 11 2(1) | 新居浜市大生院 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 沢A 205 - 11 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 沢A 205 - 11 9(1) | 新居浜市秋生 (次の 図のと あり) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のと あり |
| 三栗谷 川 205 - 1020 | 新居浜市阿島四丁目 (次の 図のと あり) | 土石流 | 三栗谷 川 205 - 1020 | 新居浜市阿島四丁目 (次の 図のと あり) | 土石流 | 次の図のと あり |
| 宮の谷 川 205 - 1025 | 新居浜市荷内町 (次の 図のと あり) | 土石流 | 宮の谷 川 205 - 1025 | 新居浜市荷内町 (次の 図のと あり) | 土石流 | 次の図のと あり |
| 東浜第 1川 205 - 1026 | 新居浜市多喜浜五丁目 (次の 図のと あり) | 土石流 | 東浜第 1川 205 - 1026 | 新居浜市多喜浜五丁目 (次の 図のと あり) | 土石流 | 次の図のと あり |

| | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-----|------------------------|-------------------------|-----|---------|
| 西白浜川 205 - 1030 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 西白浜川 205 - 1030 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 本川 205 - 1031 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 本川 205 - 1031 - 1 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 本川 205 - 1031 - 2 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 本川 205 - 1031 - 2 | 新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 衣笠川 205 - 1069 | 新居浜市秋生 (次の図のとおり) | 土石流 | 衣笠川 205 - 1069 | 新居浜市秋生 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 磯浦第2川 205 - 1081 | 新居浜市磯浦町 (次の図のとおり) | 土石流 | 磯浦第2川 205 - 1081 | 新居浜市磯浦町 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 東福辺川 205 - 2005 | 新居浜市荷内町 (次の図のとおり) | 土石流 | 東福辺川 205 - 2005 | 新居浜市荷内町 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 東浜川 205 - 2012 | 新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 東浜川 205 - 2012 | 新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 関ノ戸川 205 - 2018 | 新居浜市船木 (次の図のとおり) | 土石流 | 関ノ戸川 205 - 2018 | 新居浜市船木 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 大浜 206 - 5(1) | 西条市大浜 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 大浜 206 - 5(1) | 西条市大浜 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 西の川原 206 - 6(1) | 西条市福武 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 西の川原 206 - 6(1) | 西条市福武 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 武文 206 - 7(1) | 西条市福武 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 武文 206 - 7(1) | 西条市福武 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | | | | |
|--------------------|---------------------|---------|--------------------|---------------------|---------|---------|
| 黒代 206 - 6(1) | 西条市藤之石 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 黒代 206 - 6(1) | 西条市藤之石 (次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 市倉川 206 - 1120 | 西条市市倉 (次の図のとおり) | 土石流 | 市倉川 206 - 1120 | 西条市市倉 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 西原川 206 - 1139 | 西条市西原 (次の図のとおり) | 土石流 | 西原川 206 - 1139 | 西条市西原 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 倉谷川 206 - 2045 | 西条市船形 (次の図のとおり) | 土石流 | 倉谷川 206 - 2045 | 西条市船形 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 西倉谷川 206 - 2046 | 西条市船形 (次の図のとおり) | 土石流 | 西倉谷川 206 - 2046 | 西条市船形 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 中寺上川 206 - 2055 | 西条市中寺 (次の図のとおり) | 土石流 | 中寺上川 206 - 2055 | 西条市中寺 (次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路3・5・35丸田辻堂線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 今治市鯉池町三丁目、片山四丁目、八町西一丁目、河南町二丁目、郷本町二丁目及び郷本町三丁目の各一部
- (2) 削除する部分 今治市郷本町三丁目の一部

○愛媛県告示第1369号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

宇和島都市計画臨港地区 宇和島臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分

大浦の一部

○愛媛県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 後柿之浦線 | 宇和島市津島町成字バンホトコロ150番から 同町成字バンホトコロ159番地先まで | 旧 | メートル 2.3～4.5 | キロメートル 0.346 | |
| | | 宇和島市津島町成字バンホトコロ150番から 同町成字バンホトコロ159番まで | 新 | 5.8～10.4 | 0.346 | |

○愛媛県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|---------|------|------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 381号 | 北宇和郡松野町大字蕨生1234番 | 旧 | メートル 4.8～22.6 | キロメートル 0.135 | |
| | | | 新 | 17.1～22.6 | 0.135 | |

○愛媛県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|------|------------------|-----------|
| 一 般 国 道 | 381号 | 北宇和郡松野町大字蕨生1234番 | 令和3年12月7日 |

○愛媛県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 美川小田線 | 喜多郡内子町中川3332番4 | 旧 | メートル 7.0～7.9 | キロメートル 0.029 | |
| | | | 新 | 8.1～9.0 | 0.029 | |

○愛媛県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------|-----------|
| 県道 | 美川小田線 | 喜多郡内子町中川3332番4 | 令和3年12月7日 |

監査公表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月7日

愛媛県監査委員 永井一平
 同 森高康行
 同 高橋正浩
 同 毛利修三

| 選定した特定の事件 | 観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について | |
|--|---|--|
| 監査の結果に関する報告提出年月日 | 令和3年3月24日 | |
| 監査対象機関 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課 | |
| 監査の結果 | 措置の内容 | |
| <p>一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託（観光宣伝・誘客促進事業費）</p> <p>愛媛県は（一社）愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには（一社）愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。</p> <p>また、（一社）愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託するべきものがないかを改めて点検すべきである。</p> <p>一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛DMO推進事業」委託業務の再委託（愛媛DMO推進事業費）</p> <p>愛媛県は（一社）愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには（一社）愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。</p> <p>また、（一社）愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託するべきものがないかを改めて点検すべきである。</p> | <p>御指摘のとおり、再委託申請の際に想定経費、業者選定理由を申請書に記載し、審査を行うように見直した。</p> <p>また、令和3年度、業務の委託に当たって、観光物産協会の知見を活かして委託する業務と他の業者へ直接委託すべき業務など、業務の性質を見極め、再委託の必要性を点検している。</p> <p>御指摘のとおり、再委託申請の際に想定経費、業者選定理由を申請書に記載し、審査を行うように見直した。</p> <p>また、令和3年度、業務の委託に当たって、観光物産協会の知見を活かして委託する業務と他の業者へ直接委託すべき業務など、業務の性質を見極め、再委託の必要性を点検している。</p> | |
| 監査対象機関 | 土木部道路都市局都市整備課 | |
| 監査の結果 | 措置の内容 | |
| <p>動物管理簿の金額の一部未記載（とべ動物園展示動物等購入費）</p> <p>愛媛県会計規則に準拠して動物管理簿に取得価格等の金額を記載する必要がある。当該物品の取得価格とし、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額とする必要がある。</p> | <p>未記入であった動物については、令和3年4月時点での評価額を検討し、管理簿に記載した。</p> | |

また、適正な評価額を付すことにより、統一的な基準による財務書類の適正な表示にも資する。

統一的基準により整備する固定資産台帳に記載する資産は、取得原価が不明なものは原則として再調達原価とすることになっており（台帳手引き63、65、66）、評価額を見積るうえでの参考になる。

死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載（とべ動物園展示動物等購入費）

重要物品調は、統一的な基準による財務書類作成上の基礎となる重要な書類であるため、重要物品調の作成後、作成者と異なる者による動物管理簿との照合といったダブルチェックの実施などの体制を整備し慎重な対応を行うべきである。

とべ動物園における備品シールの貼付もれ（とべ動物園魅力向上戦略推進事業費）

備品シールの貼付は帳簿上の備品と現物を対応させ、現物の点検を実施するうえで非常に重要な手続であり、愛媛県会計規則第171条第2項に従い網羅的に実施する必要がある。

当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生（とべ動物園改修費）

より精度の高い改修計画の立案及び設計価格の見積りを可能にし、入札等の契約をより透明性の高いものとするため、当初契約で含めるべき工事内容のさらなる精査を徹底するとともに、追加工事等については金額等も含め内容を検討し、動物園特有のやむを得ない事情により契約変更を行わざるを得ない場合を除き、別途契約等に対応するよう努める必要がある。

調書への記入基準を再度確認するとともに、重要物品調の作成にあたっては、重要物品の異動がある度に内部で複数名によるチェック及び調書の更新を行い、誤記載のないよう体制を強化した。

現物との比較を行いながら、備品シールの貼付を行った。

動物の生命に関わるものやイベントの準備において発覚するもの等、突発的な対応を余儀なくされ、やむを得ず追加工事等に対応しなければならないケースは今後も想定されるが、動物園協会との情報連携を密に行うことで工事の必要性の早期把握に努め、極力、当初契約時に含めておくか、別途契約で対応するよう努めることとした。